

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『農業体験』

農作業を体験できる・農業に触れ合える



- ① 農作業を体験するため『法的な承認』を得ている、もしくは『利用者との適切な規約』を交わしており
- ② 『少面積の農地を利用できる権利』を一時的に借り受け、
- ③ 『農作物の植え付けから収穫までを体験出来る』施設  
もしくは、
- ④ 『農業や農作業を体験できる施設』に訪問・滞在して、
- ⑤ 『自分たちが農作業・農家の暮らしの一部を体験出来る』施設

➡に該当する施設が『農業体験』ジャンル



- ①農作業を体験するため『法的な承認』を得ている、もしくは『利用者との適切な規約』を交わし
- ②『少面積の農地を利用できる権利』を一時的に借り受け、

➡ 一般的なレンタル農園・市民農園などを指します。

対象の施設は

下記の3つのうち、いずれかの条件を満たしていることを条件とします。

- ・『市民農園整備促進法』に則った申請を行い、承認を得ていること
- ・『特定農地貸付法』に則った申請を行い、承認を得ていること
- ・『農園利用方式』により、市民農園開設者と農園利用者との間に『農園利用契約』を締結していること



## ③『農作物の植え付けから収穫までを体験出来る』施設

- ➡ 区画ごとに決められた料金(年会費)を払うことにより、利用者に貸し出された区画内に自由に農作物を植え、収穫までの農作業を体験できること。

## ④『農業や農作業を体験できる施設』に訪問・滞在して、

- ➡ 農業とは、土地を利用することで、農作物や家畜を生産することを生業としている産業のこと(畜産・酪農を含む)を指します。
- ➡ 利用者に、農作業体験を提供できるように、施設側で農業体験ができる環境を整えていることが必要です。。



## 『土地』を利用して『農作物』を生産する 農業体験例

➡ 田植え体験、稲刈り体験



➡ 害獣駆除対策の体験



➡ 畑・田んぼ草取り体験



➡ 農村の文化体験



## 『土地』を利用して『家畜』を生産する 農業体験例

➡ チーズ作り体験



➡ 乳搾り体験



➡ ソーセージ作り体験





## ⑤『自分たちが農作業・農家の暮らしの一部を体験出来る』

- ➡ 果物狩りや、野菜などの収穫体験は『農業体験』とはみなしません。  
『果物狩り・収穫体験』ジャンルになります。

### 『農業体験』と『果物狩り・野菜収穫体験』との違い

- ・農家・専門家から指導を受け、農作業を体験する事を目的に、『体験料』として料金を支払い農業体験をする → 『農業体験』
- ・利用者が農作物収穫を目的に施設を利用するにあたり、『時間制』での料金、もしくは『収穫量』に応じた料金を支払い、収穫体験を行う → 『果物狩り・野菜収穫』